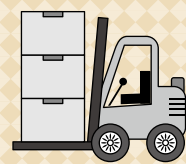


農耕用トラクターやフォークリフトなどの 小型特殊自動車を保有する人へ



問合せ 税務課管理係

乗用装置のある農耕用トラクターやフォークリフトは、軽自動車税の課税対象です。これらは、公道を走行しなくても、ナンバープレート（課税標識）を取り付けなければなりません。該当する車両を取得した場合や、現在未申告でナンバープレートが付いていない車両を保有している場合は、税務課で申告手続きをして、ナンバープレートの交付を受けてください。

軽自動車税の対象となる小型特殊自動車の要件

		小型特殊自動車	
		農耕作業用	その他
乗用装置		あり	あり
車両の大きさ	長さ	制限なし	4.7m以下
	幅		1.7m以下
	高さ		2.8m以下
最高速度		時速35km未満	時速15km以下
車両の種類（一例）		トラクター コンバイン 田植機 薬剤散布車など	フォークリフト ショベルローダ タイヤローラ ロードローラ フォークローダ ターレット式構内運搬車など
年税額		2,400円	5,900円

※上表の要件を満たさない車両は大型特殊自動車に該当し、その車両を事業に使用している場合は固定資産税（償却資産）の申告対象です。

軽自動車税の申告（ナンバープレートの交付）方法

申請先		税務課管理係 ※所有者以外でも手続きできます。
持参するもの	販売店などから購入した車両を所有している場合	・販売証明（販売店から受け取ります） ・所有者の認印（法人の場合は会社印） ・手続きに来る人の本人確認書類（運転免許証など）
	譲り受けた車両を所有している場合	・譲渡証明（前所有者から受け取ります）または廃車証明（前所有者が廃車した際に交付されます） ・所有者の認印（法人の場合は会社印） ・手続きに来る人の本人確認書類（運転免許証など）

※不明な点や書類がそろわない場合などがあれば、お問い合わせください。

注意

- ・公道を走行しない（田畑や工場内でしか使用しない）車両でも、課税対象です。
- ・現在使用していない車両でも、所有していれば課税されます。
- ・ナンバープレートの交付や廃止に、手数料はかかりません。
- ・ナンバープレートは、市町村が税務行政上、課税客体を把握するために交付するものであり、公道の走行を許可したものではありません。